

島根県報

平成26年9月30日（火）

号外第121号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

（人 事 課） 2

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
平成25 年度	人 711,364	千円 523,609,799	千円 5,283,581	千円 118,642,064	% 22.7	% 23.5

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B / A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25 年度	人 12,786	千円 55,222,368	千円 11,252,754	千円 18,589,748	千円 85,064,870	千円 6,653	千円 —

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由		
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日		
抑制済又は減額措置の内容			
(給料)			
対 象 者		給料月額削減率	
①部次長級の職員 (管理職手当の区分が1種又は2種の職にある管理職)		10%	
②課長級の職員 (①以外の管理職)		8%	
③グループリーダー級及び企画員級の職員 (非管理職で期末・勤勉手当の役職加算率が10%以上の者)		6%	
④主任級の職員 (非管理職で期末・勤勉手当の役職加算率が5%の者)		5%	
⑤主任主事級及び主事級 (非管理職で期末・勤勉手当の役職加算がない者)		3%	
※医療職給料表の適用を受ける職員（診療所等に勤務する職員に限る。）については、給料額の減額措置を行わない。			
(参考)	H25.4.1	H25.4.1(参考値)	H25.7.1
ラスパイレス指数	105.5	97.5	100.0
(手当) 減額措置は行わない。			

(その他)

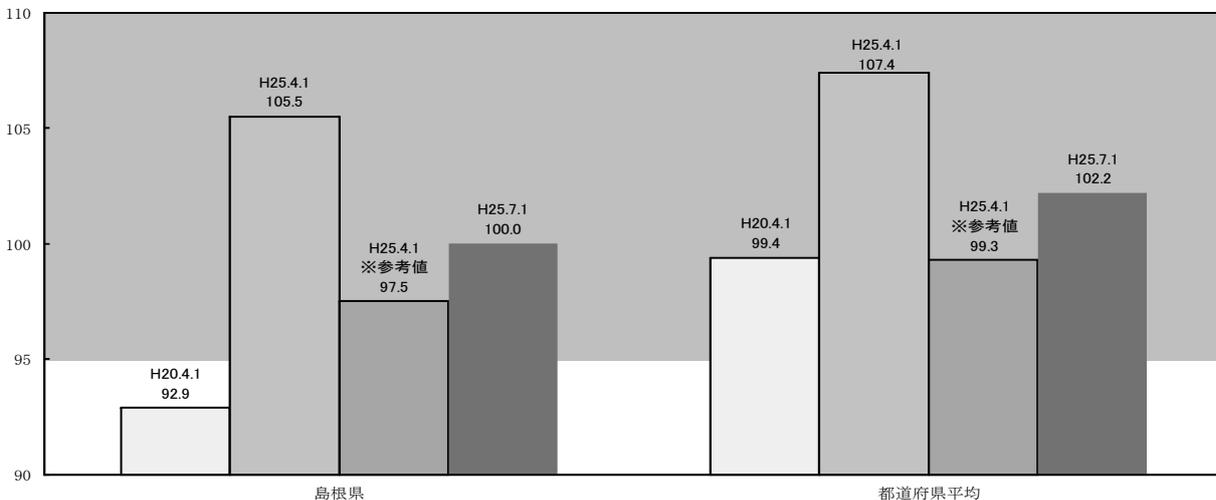
平成26年4月1日現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）、職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号）に基づき、平成28年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返し
知事	20%	20%
副知事	15%	15%
常勤の監査委員	13%	13%
病院事業管理者	13%	13%
教育長	13%	13%

区分	管理職手当
----	-------

管理職手当受給者（1種又は2種）	12.5%
管理職手当受給者（上記以外）	10.0%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

オ 給与改定の状況（平成25年4月1日実施）

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成25年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成25年度	円 371,974	円 371,916	円 58 0.02%	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成25年度	月 3.70	月 3.70	月 0.00	月 0.00	月 3.70	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.3歳	338,098円	414,558円	364,575円

国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(イ) 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	
島根県	58.8歳	20人	383,373円	432,790円	396,618円	—	—	—	—
うち用務員	59.0歳	1人	388,592円	437,422円	388,592円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	58.5歳	3人	379,682円	444,936円	398,682円	自家用乗用自動車運転手	—	—	—
うち電話交換手	58.8歳	2人	388,390円	454,725円	419,225円	電話交換手	—	—	—
国	一歳	一人	一円 (一円)	—	一円 (一円)	—	—	—	—
都道府県平均	一歳	一人	一円	一円	一円	—	—	—	—

【参考】

職 種	民間				参 考		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.7歳	202,700円	2.09	6,698,105円	2,809,400円	2.35
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	52.3歳	212,600円	2.05	6,829,002円	2,746,600円	2.49
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成22年~24年の3か年平均)。
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.3歳	386,618円	434,889円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.3歳	389,113円	431,628円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.8歳	321,349円	428,169円	346,018円
国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	島根県	国	
一般行政職	大 学 卒	171,890円	172,200円
	高 校 卒	139,847円	140,100円
技能労務職 （免許職）	高 校 卒	152,325円	—
技能労務職 （非免許職）	高 校 卒	146,435円	—
高等学校教育職	大 学 卒	192,452円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	192,452円	—
警 察 職	大 学 卒	199,839円	200,000円
	高 校 卒	164,403円	161,500円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	261,717円	357,782円	385,028円	402,604円
	高校卒	214,173円	303,685円	353,585円	373,701円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
高等学校教育職	大学卒	296,489円	379,898円	403,679円	421,067円
小・中学校教育職	大学卒	298,703円	375,695円	392,953円	410,836円
警 察 職	大学卒	282,315円	396,149円	413,953円	424,952円
	高校卒	248,361円	346,070円	396,426円	415,384円

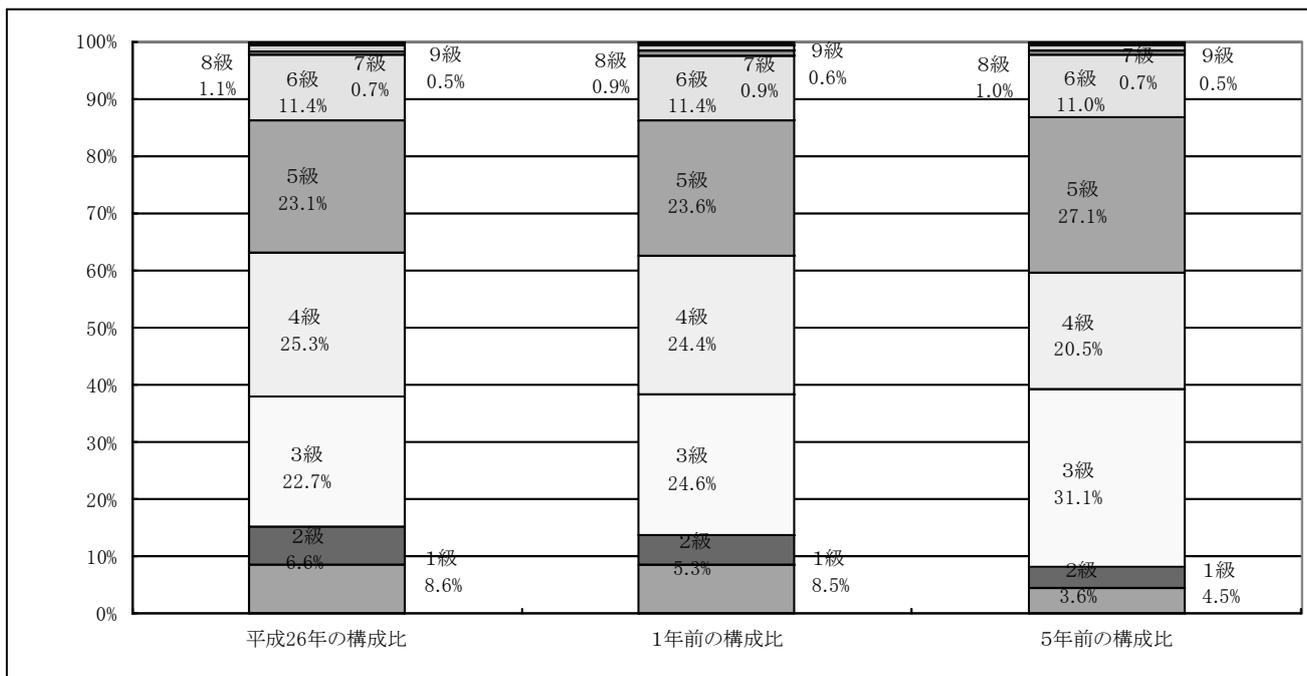
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	317人	8.6%	135,355円	243,261円
2 級	主任主事、主任技師	243人	6.6%	185,465円	307,245円
3 級	主任	840人	22.7%	222,498円	354,061円
4 級	企画員	936人	25.3%	261,428円	387,601円
5 級	グループリーダー	856人	23.1%	288,679円	399,878円
6 級	課長	422人	11.4%	320,022円	421,839円
7 級	課長	27人	0.7%	365,540円	455,378円
8 級	次長	41人	1.1%	412,256円	477,339円
9 級	部長	20人	0.5%	463,763円	536,732円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県			国		
1人当たり平均支給額（平成25年度）			—		
1,471千円					
（平成25年度支給割合）			（平成25年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40月分	1.30月分		2.60月分	1.35月分	
(1.25)月分	(0.70)月分		(1.45)月分	(0.65)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%	
管理職加算	15～25%		管理職加算	10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況
平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数）	
		※6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
I	10%以内	0.935月	0.765月
II	30%以内	0.885月	0.700月
III	60%以内	0.835月	0.635月

不良	-	0.835月以下	0.635月以下
(平成 26 年 4 月 1 日現在)			

イ 退職手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20% 加算)			定年前早期退職特例措置 (2 ~ 45% 加算)		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
		4,098 千円			25,464 千円

(注) 「1 人当たり平均支給額」は、平成 25 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 25 年度)		58,359 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度)		729,490 円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	21 人	18%	18%
大阪府大阪市	10 人	15%	15%
愛知県名古屋市	1 人	12%	12%
広島県広島市	11 人	10%	10%
宮城県仙台市	1 人	4.5%	6%
岡山県岡山市	2 人	3%	3%
宮城県石巻市、気仙沼市	2 人	1.5%	0%
上記以外の市町村	12,624 人	0%	0%
医師・歯科医師	31 人	15%	15%
平均支給率		14.3%	14.3%

(注) 1 宮城県仙台市、石巻市及び気仙沼市の 3 人は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき宮城県の関係規定により地域手当を支給している。

2 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 25 年度)		522,261 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度)		78,230 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 25 年度)		52.1%
手当の種類 (手当数)		57
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当 (警察業務)
		死体取扱手当
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当 (警察業務)
		警ら手当
		交通捜査取締手当

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成 25 年度)	2,803,056 千円
-----------------	--------------

職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度）	221 千円
支給実績（平成 24 年度）	2,543,054 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度）	200 千円

カ その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 25 年度）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度）
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者のない場合の 1 人 11,000 円 特定期間（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで）の子の加算 5,000 円	同じ	—	千円 1,625,856	円 230,063
住居手当	借家・借同居住者 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + 1/2 × (家賃 - 23,000 円)	同じ	—	千円 619,797	円 267,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2 キロ～78 キロ以上 2,100 円～42,600 円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,189,452	円 106,735
単身赴任手当	支給額 23,000 円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が 80 キロ以上の場合加算（距離により 4,000 円～45,000 円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により 6,000 円～45,000 円）。	千円 255,989	円 336,828
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 5,000 円～410,900 円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 81,195	円 1,424,473
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600 円～130,300 円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 828,396	円 583,377
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額 × 1/2 + その月の給料及び扶養手当の月額 × 1/2）× 2%～16%	同じ	—	千円 196,361	円 457,719
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 × 2%～6%	同じ	—	千円 92,455	円 198,828
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額 × 4%～25%			千円 314,881	円 396,076
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額 × 2%～4%			千円 43,168	円 156,407

定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1 日 900円 通信制（日曜日） 1 日 2,400円			千 円 10,882	円 125,076
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業 1 時間 300円 週休日等に行われる業務 1 日 600円又は1,200円			千 円 23,379	円 90,617
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 8,000円			千 円 508,858	円 66,060
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給 与額×135/100	異なる	勤務 1 時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 171,157	円 76,036
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給 与額×25/100	異なる	勤務 1 時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 57,571	円 56,609
宿 日 直 手 当	支給額（勤務 1 回につき） 2,100円～30,000円	同じ	—	千 円 438,142	円 167,102
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務 1 回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が 6 時間を超える場合 6,000円～ 18,000円）	同じ	—	千 円 12,838	円 53,050
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 36,584	円 178,461
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1 日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額（1 日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため 国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に 支給 支給額（1 日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給	知 事	992,000円 (1,240,000円)
料	副 知 事	824,500円 (970,000円)
報	議 長	940,000円
	副 議 長	820,000円

酬 議 員	760,000円	
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合)
	副 知 事	2.80月分
手 当	議 長	(平成25年度支給割合)
	副 議 長 員	2.80月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	124万円×在職月数×0.51 3,035.52万円 任期毎 97万円×在職月数×0.36 1,676.16万円 任期毎
備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施	

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

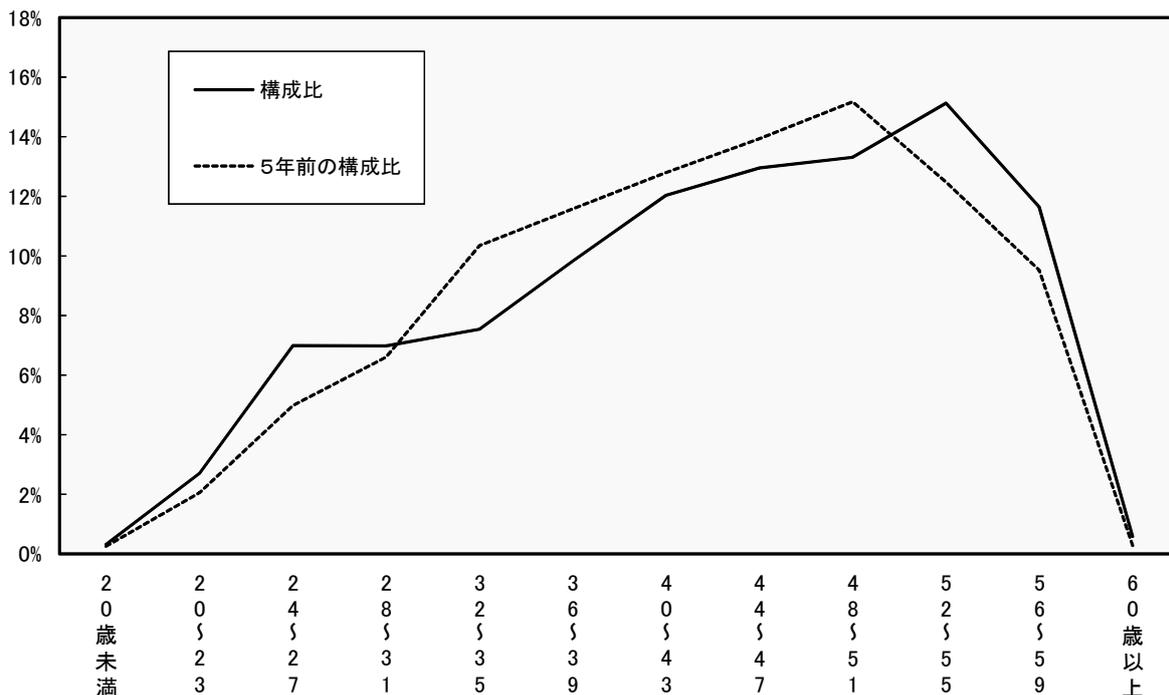
ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成25年		
普 通 会 社 部 門	一 般 行 政 部	議 会	22	22	0	内部管理事務改革 内部管理事務改革、事務の統廃合 内部管理事務改革 内部管理事務改革、事務の統廃合 災害対応
		総 務	485	497	▲ 12	
	税 務	113	116	▲ 3		
	民 生	229	229	0		
	衛 生	445	452	▲ 7		
	労 働	50	54	▲ 4		
	農 林 水 産	919	923	▲ 4		
	商 工	181	180	1		
	土 木	825	813	12		
	計	計	3,269	3,286	▲ 17	
部 門	教育部門		7,620	7,695	▲ 75	生徒数減による学級数の減少
	警察部門		1,815	1,806	9	採用者の増加
	小 計		12,704	12,787	▲ 83	(参考：人口10万人当たり職員数1,799.27人)
公 営 企 業 等 部 門	病 院	1,023	1,003	20	看護師等の増	
	水 道	21	21	0		
	下 水 道	17	18	▲ 1		
	そ の 他	64	63	1		
小 計		1,125	1,105	20		
合 計			13,829 [15,333]	13,892 [15,386]	▲ 63 [▲ 53]	(参考：人口10万人当たり職員数1,958.60人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	45	374	966	965	1,043	1,358	1,664	1,791	1,841	2,091	1,609	81	13,828

ウ 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,503	3,441	3,397	3,335	3,286	3,269	▲234（▲6.7%）
教育	7,858	7,853	7,827	7,787	7,695	7,620	▲238（▲3.0%）
警察	1,781	1,782	1,796	1,790	1,806	1,815	34（1.9%）
消防							
普通会計計	13,142	13,076	13,020	12,912	12,787	12,704	▲438（▲3.3%）
公営企業等会計計	1,039	1,070	1,090	1,093	1,105	1,125	86（8.3%）
総合計	14,181	14,146	14,110	14,005	13,892	13,829	▲352（▲2.5%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

平成26年4月1日現在、企業局職員の給与については、島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県公営企業管理規程第6号）に基づき、平成28年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	管理職手当
管理職手当受給者（1種又は2種）	12.5%

管理職手当受給者（上記以外）	10.0%
----------------	-------

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成25 年度	千円 1,684,850	千円 69,929	千円 168,942	% 10.0	% 10.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円 -
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25 年度	人 21	千円 83,670	千円 21,744	千円 30,942	千円 136,357	千円 6,493	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成26年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.8歳	348,364円	541,099円
(参考) 一般行政職	44.3歳	350,139円	480,472円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,473千円		1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,471千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成26年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 27,088千円			1人当たり平均支給額 4,098千円 25,464千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度から平成25年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気

事業職員に支給された退職手当の平均額である（平成24年度は退職者なし。）。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成25年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度）	555千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	42,728円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	61.9%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度）	5,894千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	281千円
支給実績（平成24年度）	5,310千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	231千円

(f) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 4,847	円 285,118
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 498	円 249,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,747	円 171,675
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 1,044	円 348,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 2,129	円 709,636
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給	同じ	—	実績なし	実績なし

	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 888	円 88,790
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 741	円 247,094
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円)	同 じ	—	6	6,000

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に占める職員給与費比率
平成25年度	千円 176,407	千円 ▲13,689	千円 31,765	% 18.0	% 16.7

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 5	千円 15,631	千円 3,690	千円 5,200	千円 24,521	千円 4,904	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成26年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	37.7歳	309,830円	408,679円
(参考) 一般行政職	44.3歳	350,139円	480,472円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県 (工業用水道事業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,040千円		1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,471千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.30 月分	期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.30 月分

(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成26年4月1日現在)

島根県(企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
27,088千円			4,098千円 25,464千円		

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度から平成25年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である(平成24年度は退職者なし。)。 「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成25年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給総額(平成25年度)	335千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	83,705円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	80.0%
手当の種類(手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度)	1,097千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	219千円
支給実績(平成24年度)	783千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度)	157千円

(f) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)			
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円	円			
	配偶者以外の扶養親族					6,500円	450	225,000
	配偶者のない場合の1人					11,000円		
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算					5,000円		
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	実績なし	実績なし			
	家賃23,000円以下の場合					家賃-12,000円		
	家賃23,000円を超える場合							
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)							
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円			

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		及び距離の区分 が異なる。	434	144,800
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 594	円 148,577
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 539	円 179,624
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円）	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 平成24年度の総費用に占める職員給与費比率
平成25年度	千円 1,794,643	千円 440,913	千円 502,393	% 28.0	% 27.2

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25 年度	人 51	千円 204,265	千円 48,348	千円 74,606	千円 327,219	千円 6,416	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成26年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	45.4歳	364,797円	534,671円
(参考) 一般行政職	44.3歳	350,139円	480,472円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,463千円		1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,471千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成26年4月1日現在）

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額		27,088千円	1人当たり平均支給額		4,098千円 25,464千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度から平成25年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である(平成24年度は退職者なし)。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成25年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度）	1,825千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	79,358円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	45.1%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (平 成 2 5 年 度)	18,558千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 25 年 度)	364千円
支 給 実 績 (平 成 2 4 年 度)	19,692千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 24 年 度)	402千円

(f) その他 の 手 当 (平 成 26 年 4 月 1 日 現 在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 6,520	円 203,750
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 865	円 288,333
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 6,100	円 129,783
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 1,296	円 216,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 5,564	円 695,523
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,950	円 88,652
夜間勤務	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円

務 手 当	時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給 与額×25/100		たりの給与額 の算出方法が 異なる。	1,888	94,400
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務 1 回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務 1 回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が 6 時間を超える場合 6,000円～ 18,000円)	同 じ	—	千 円 36	円 36,000

イ 病院局

(ア) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

平成 26 年 4 月 1 日現在、病院局職員の給与については、島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程 (平成 24 年島根県病院局管理規程第 7 号) に基づき、平成 28 年 3 月 31 日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	管理職手当
管理職手当受給者 (1 種又は 2 種)	12.5%
管理職手当受給者 (上記以外)	10.0%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成 24 年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成 25 年度	千円 21,484,668	千円 ▲ 1,160,650	千円 8,369,693	% 39.0	% 38.7

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25 年度	人 971	千円 3,715,947	千円 1,686,702	千円 1,213,678	千円 6,616,327	千円 6,814	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	45.4 歳	578,662 円	1,324,046 円
看 護 師	33.9 歳	279,371 円	396,122 円
事務職員	42.6 歳	327,947 円	449,943 円
(参考) 一般行政職	44.3 歳	350,139 円	480,472 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病 院 事 業)	島 根 県
1 人当たり平均支給額 (平成 25 年度) 1,160 千円	1 人当たり平均支給額 (平成 25 年度) 1,471 千円
(平成 25 年度支給割合)	(平成 25 年度支給割合)

期末手当 2.40 月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30 月分 (0.70)月分	期末手当 2.40 月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

島 根 県 (病 院 事 業)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額1,307千円 25,231千円			1人当たり平均支給額4,098千円 25,464千円		

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成25年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成25年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度)		116,431千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)		882,054円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%	125人	0%
県内全市町村	0%	898人	0%

(d) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給総額(平成25年度)	338,029千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	368,224円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	91.3%
手当の種類(手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度)	553,682千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	571千円
支給実績(平成24年度)	564,040千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度)	579千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族			68,492	185,615

	配偶者のない場合の 1 人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借同居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 112,453	円 265,847
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 48,919	円 72,473
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 474,940	円 3,710,472
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 34,884	円 758,338
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 11,010	円 40,477
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 74,554	円 117,594
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 99,624	円 446,744
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 536	円 31,529

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたとときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたとときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 4 日以内（企業局及び病院局については、6 月から 10 月までの間に 4 日以内）
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限って与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内）
妊娠障害（つわり）	10 日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	76	0	76
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1
合 計	1	0	76	0	77

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	58	0	58
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	1	0	0	1
その他	0	0	1	0	1
合 計	0	1	59	0	60

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	18	0	18
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	18	0	18

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	1	0	0	0	1

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	1	0	1
合 計	1	0	3	0	4

教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	3	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	3	4

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	2	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	2	0	0	2

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	151,816	38,213	3,978	9.6	25.2
教育委員会	99,279	27,775	2,576	10.8	28.0
警察本部	68,298	12,157	1,789	6.8	17.8
合 計	319,393	78,145	8,343	9.4	24.4

(注) 対象期間：暦年（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	2	1	0
		2	0	0
	女性職員	104	12	15
		90	3	3
教育委員会	男性職員	1	0	0
		0	0	0
	女性職員	129	2	2
		120	2	2

警 察 本 部	男性職員	0	0	0
		0	0	0
	女性職員	10	1	0
		13	1	0
計		246	16	17
		225	6	5

(注) 上段には平成 25 年度に新たに取得した者、下段には平成 24 年度から 25 年度にかけて引き続いている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中 心	時間型 中 心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	3	2	1
教育委員会	男性職員	7	5	2
	女性職員	12	11	1
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計		22	18	4

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	1	1	1	0	0
教育委員会	男性職員	6	0	0	0	0	1
	女性職員	1	5	6	0	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		7	6	7	1	0	1

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		1	0

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	8	39	300	市町村職員含む
採用 2 年目	2	4	91	
一般職員第 I 課程	5	10	149	市町村職員含む
一般職員第 II 課程	4	8	91	市町村職員含む
中堅職員	9	18	257	市町村職員含む
新任係長	3	6	176	市町村職員対象

新任企画員	4	8	158	
新任 G L	4	12	105	
新任 G L・企画幹ステップアップ	1	1	28	
新任課長補佐	2	4	111	市町村職員対象
新任課長	5	10	188	市町村職員含む
技能労務職行政転職に伴う研修(Ⅱ課程)	1	2	35	
選択研修	43	49	1,258	27 講座(法務能力開発等)市町村職員含む

教育職員(教育センター)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	35	64	1,083	第Ⅰ回～第Ⅶ回、宿泊研修会
経験者	30	54	772	6年目研修、11年目研修
管理職	29	31	1,610	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	36	37	1,770	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	49	56	2,320	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	75	90	3,021	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員(警察学校)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	2	485	65	短期課程(6月)、長期課程(10月)
一般職員初任科	1	25	12	警察主事対象
初任補修科	3	200	79	短期課程(2月)、長期課程(3月)
警部補・巡査部長任用科	1	12	6	
部門別任用科	4	76	40	生活安全、刑事、交通、警備
専科(業務に直結)	32	209	381	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価(病院局医療職等を除く)	2	25年9月、26年3月	3,394人
	勤務評定(病院局医療職等)	1	25年11月	819人
教育委員会	人事評価(管理職)	2	25年9月、26年3月	110人
	人事評価(一般職)	2	25年9月、26年3月	505人
	勤務評定(県立学校教育職員)	1	26年2月	1,975人
	勤務評定(市町村立教育職員)	1	26年2月	4,534人
警 察	勤務評定	1	25年12月	1,667人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数	うち専任事業場数	専任すべき事業場数	うち専任事業場数	専任すべき事業場数	うち専任事業場数	専任者数	専任すべき事業場数	うち専任事業場数
知事部局等	6	6	7	7	19	19	25	48	48
教育委員会	0	0	0	0	30	30	32	32	32
警察本部	0	0	0	0	8	8		5	5

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生 委員会として設置 している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	
知事部局等	19	19	19	15	19	19	7	7	7
教育委員会	30	30	30	30	30	30	0	0	0
警察本部	8	8	8	8	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費
知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	12,587
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	2,813
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	51
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	4,876
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	37,937
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,114
合 計		63,378

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,346
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	154
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	7,595
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	27,022
合 計		37,117

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安	3,912

	全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	472
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	445
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1,024
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	21,691
合 計		27,544

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
採用時健康診断	196	196	193	193	84	84
定期健康診断	2,150	2,101	2,454	2,447	1,285	1,285
人間ドック	2,171	2,171	1,043	1,043	514	513

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 25 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 25 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について
 (1) 職員の競争試験及び選考の状況
 ア 競争試験
 (ア) 採用試験
 a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・電気・埋蔵文化財保護・警察事務・警察化学・少年補導	昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者若しくは平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者	5月7日から5月31日まで	6月30日	8月3日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問自由選択 90分(行政・警察事務) 択一式及び記述式(埋蔵文化財保護) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	総合土木		10月28日から11月19日まで	12月1日	12月22日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A(出雲)・学校事務A(石見)・学校事務A(隠岐)・学校事務B(出雲)・学校事務B(石見)・警察事務	[学校事務A] 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	診療放射線技師	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
資格免許 職 試 験	保健師	昭和59年4月2日 以降に生まれた 者で、保健師の 免許を有する者 (取得見込み含 む。)	7月29日 から 8月30日 まで	9月29日	10月27 日から 10月29 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者採 用試験	行政	昭和53年4月2日 から平成元年4 月1日までに生 まれた者	5月7日 から 5月31日 まで	6月30日	7月27日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
	総合土木		10月28 日から 11月19 日まで	12月1日	12月22 日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問90分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査
地区別採 用試験	一般事務(石 見地区)・ 一般事務(隠 岐地区)	昭和53年4月2日 から平成元年4 月1日までに生 まれた者	5月7日 から 5月31日 まで	6月30日	7月27日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第1回)	男性・女性・ 武道	<p>[男性・女性] 昭和55年4月2日 から平成4年4月 1日までに生まれ た者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>若しくは平成4 年4月2日以降に 生まれた者で大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>[武道] 次のア又はイに 該当し、かつ次 のウに該当する 者</p> <p>ア 昭和62年4 月2日から平成4 年4月1日までに 生まれた男性 で、学校教育法 による大学を卒 業した者(卒業 見込者含む。)</p> <p>イ 平成4年4月 2日以降に生ま れた男性で、大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>ウ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者</p>	3月11日 から 4月12日 まで	5月12日	6月22日 から 6月26日 まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)</p>

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第2回)	男性・女性	[男性・女性] 昭和55年4月2日 から平成4年4月 1日までに生まれ た者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。) 若しくは 平成4年4月2日 以降に生まれ た者で大学を卒業 した者(卒業見 込者含む。)	7月29日 から 8月30日 まで	9月22日	11月3日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (高校卒 業程度) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和55年4月2日 から平成8年4月 1日までに生まれ た者(ただし、 学校教育法によ る大学を卒業し た者及び卒業見 込みの者を除く。) [武道] 次のア及びイの いずれにも該当 する者 ア 昭和62年4 月2日から平成8 年4月1日までに 生まれた男性 (ただし、学校 教育法による大 学を卒業した者 及び卒業見込み の者を除く。) イ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者(柔道は、 平成26年3月31 日までに高校卒 業見込みの者に 限り、段位2段 以上)	7月29日 から 8月30日 まで	9月22日	11月2日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数
					大学卒	短大卒	高校卒 その他	大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		
行政	政	20	男	266	194		46			46	45	15		7.7%	12.9	12
			女	99	71		7			7	7	5			7.0%	14.2
化学	学	4	男	28	22		8			8	8	4		18.2%	5.5	4
			女	8	7		2			2	2	0		0.0%		
心理	理	1	男	36	29		10			10	10	4		13.8%	7.3	4
			女	6	5		3			3	3	0		0.0%		
児童福祉	社	2	男	12	9		3			3	3	1		11.1%	9.0	1
			女	18	14		6			6	6	1		7.1%	14.0	1
農業	業	5	男	3	3		0			0						
			女	7	6		3			3	3	2		33.3%	3.0	1
畜産	産	1	男	10	9		3			3	3	2		22.2%	4.5	1
			女	16	13		7			7	7	3		23.1%	4.3	3
林業	業	6	男	15	11		5			5	5	2		18.2%	5.5	2
			女	31	24		12			12	12	5		20.8%	4.8	5
畜産	産	3	男	2	0		0			0						
			女	3	3		3			3	3	1		33.3%	3.0	1
林業	業	6	男	5	3		3			3	3	1		33.3%	3.0	1
			女	13	9		6			6	6	6	6		66.7%	1.5
水産	産	3	男	16	9		6			6	6	6		66.7%	1.5	6
			女	20	11		7			7	7	3		27.3%	3.7	3
総合土木	木	19	男	3	2		1			1	0			0.0%		
			女	23	13		8			8	8	3		23.1%	4.3	3
建築	築	4	男	44	31		25			25	23	17		54.8%	1.8	15
			女	5	4		3			3	3	3	3		75.0%	1.3
電気	気	4	男	49	35		28			28	26	20		57.1%	1.8	18
			女	12	8		4			4	3	2		33.3%	3.0	3
埋蔵文化財保護	護	1	男	2	1		1			1	1					
			女	14	10		6			6	5	3		50.0%	2.0	1
その他	計	18	男	22	16		10			10	10	4		25.0%	4.0	4
			女	0	0		0			0	0	0				
計	計	1	男	22	16		10			10	10	4		25.0%	4.0	4
			女	8	7		2			2	2	0		0.0%		
計	計	1	男	10	7		4			4	4	1		14.3%	7.0	1
			女	18	14		6			6	6	1		7.1%	14.0	1

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 B26.6.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		
警察事務	男			48	32	1	1	34	9	1	10	9	2		2	5.9%	2
	女	5		39	26	1	1	29	8	1	10	10	3	1	5	17.2%	3
	計			87	58	2	1	63	17	1	20	19	5	1	7	11.1%	5
警察化学	男			7	4			4	3		3	2	0		0	0.0%	
	女	1		5	4			4	3		3	3	1		1	25.0%	1
	計			12	8			8	6		6	5	1		1	12.5%	1
少年補導	男			4	4			4	1		1	0					
	女	1		1	1			1	0		0	0					
	計			5	5			5	1		1	0					
総合土木 (12月実施)	男			23	12			12	7		7	7	2		2	16.7%	2
	女	2		1	1			1	1		1	1	1		1	100.0%	1
	計			24	13			13	8		8	8	3		3	23.1%	3
合 計	男			522	371	0	1	374	138	0	2	140	132	58	0	15.8%	54
	女	79		213	154	2	1	0	157	45	1	47	21	1	0	14.6%	19
	計			735	525	2	2	531	183	1	2	179	79	1	1	15.4%	73

第1次試験：6月30日 第2次試験：8月3日～7日

総合土木(12月実施) 第1次試験：12月1日 第2次試験：12月22日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 #26.5.1現在			
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
高 校 卒 業 程 度	一般事務	2	男	15	1	6	5	80.0%	1	6	5	12	12	2	1	3	25.0%	3		
			女	9	5	1	6	66.7%	2	2	1	3	1	1	1	1	16.7%	1		
			計	24	6	6	18	75.0%	3	6	6	15	13	2	2	2	4	22.2%	4	
	総合土木	4	男	9		2	7	100.0%		2	7	9	8		2	4	66.7%	3		
			女	2		1	1	50.0%			1	1	1							
			計	11	2	8	10	90.9%	2	2	8	10	8	2	4	6	60.0%	3		
	学校事務A (出雲地区)	10	男	93	56	1	4	13	79.6%	17		1	18	15	4	4	5.4%	3		
			女	63	44	5	2	4	87.3%	11			11	11	6	6	10.9%	4		
			計	156	100	6	6	17	82.7%	28		1	29	26	10	10	7.8%	7		
	学校事務A (石見地区)	2	男	17	13	1	1	15	88.2%	5			5	4			0.0%			
			女	9	7			7	77.8%	4			4	4	2	2	28.6%	1		
			計	26	20	1	1	22	84.6%	9			9	8	2	2	9.1%	1		
	学校事務A (隠岐地区)	1	男	5	2	1	2	5	100.0%	1	1	2	4	3			0.0%			
			女	2	2			2	100.0%	2			2	2	1	1	50.0%	1		
			計	7	4	1	2	7	100.0%	3	1	2	6	5	1	1	14.3%	1		
	学校事務B (出雲地区)	7	男	31		1	12	16	29	93.5%		4	8	12	12	1	3	4	7.3	
女			24		9	12	3	24	100.0%	3	3	6	6	1	2	3	12.5%	2		
計			55		10	24	19	53	96.4%	3	7	8	18	18	3	3	7	13.2%	4	
学校事務B (石見地区)	2	男	10			5	4	9	90.0%		4	3	7	6	1	1	2	22.2%	2	
		女	1				0	0.0%												
		計	11		5	4	9	81.8%		4	3	7	6	1	1	2	22.2%	2		
警察事務	2	男	15		1	9	4	14	93.3%	1	2	5	5	1	1	2	14.3%	1		
		女	18		8	6	3	17	94.4%	5	2	9	9	3	1	4	23.5%	4		
		計	33		9	15	7	31	93.9%	6	4	14	14	4	2	6	19.4%	5		
合計	30	男	195	71	4	40	52	167	85.6%	23	19	28	72	65	4	7	9	21	12.6%	14
		女	128	53	27	20	12	112	87.5%	17	10	5	4	36	3	0	17	15.2%	13	
		計	323	124	31	60	64	279	86.4%	40	12	24	108	98	6	10	9	38	13.6%	27

第1次試験：9月29日 第2次試験：10月27日～10月29日

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他	計				
資格	診療放射線技師	2	男	2	1		1	100.0%	1		1	2	1				50.0%	2.0	1	
			女	2	1		1	100.0%		1		1	1					0.0%		0
			計	4	1	2	4	100.0%	1	1	1	3	2	1				25.0%	4.0	1
免許	保健師	6	男	3	2	1		3	100.0%	2		2	2				66.7%	1.5	2	
			女	18	15	1	16	88.9%	13		13	11	4				25.0%	4.0	3	
			計	21	17	2	19	90.5%	15		15	13	6				31.6%	3.2	5	
職	合計	8	男	5	3	1	0	1	100.0%	3	0	1	4	3	0	0	60.0%	1.7	3	
			女	20	15	2	0	1	18	90.0%	13	1	0	14	12	4	0	22.2%	4.5	3
			計	25	18	3	0	2	23	92.0%	16	1	0	18	15	7	0	30.4%	3.3	6

第1次試験：9月29日 第2次試験：10月27日～10月29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数H26.5.1現在
					短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒		
経 験 者	行政	2	男	63	44	3	2	77.8%	10	1	11	11	2	2	2	4.1%	2
			女	16	8	1	0	56.3%	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0
			計	79	52	4	2	73.4%	10	1	11	11	2	2	2	3.4%	2
総 合 士 木	総合土木	2	男	13	8	0	2	76.9%	7	1	8	8	5	5	50.0%	5	
			女	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	
			計	13	8	2	2	76.9%	7	1	8	8	5	5	50.0%	5	
合 計	合計	4	男	76	52	3	2	77.6%	17	0	19	19	7	7	11.9%	7	
			女	16	8	1	0	56.3%	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0
			計	92	60	4	2	73.9%	17	0	19	19	7	7	10.3%	7	

行政：第1次試験：6月30日 第2次試験：7月27日
 総合土木：第1次試験：12月1日 第2次試験：12月22日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数H26.5.1現在
					短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒		
地 区 別	一般事務 (石見地区)	1	男	19	8	1	5	78.9%	6	1	7	6	0	0	0.0%	0	
			女	11	4	1	1	90.9%	1	1	2	2	1	1	10.0%	1	
			計	30	12	6	2	83.3%	7	1	9	8	1	1	4.0%	1	
一 般 事 務 (隠岐地区)	一般事務 (隠岐地区)	1	男	6	3	0	1	66.7%	3	1	4	4	1	1	0.0%	1	
			女	7	3	1	2	100.0%	2	2	5	5	0	0	0.0%	0	
			計	13	6	1	2	84.6%	5	2	9	9	1	1	9.1%	1	
合 計	合計	2	男	25	11	1	6	76.0%	9	0	11	10	1	1	5.3%	1	
			女	18	7	6	3	94.4%	3	1	7	7	1	1	5.9%	1	
			計	43	18	7	4	83.7%	12	1	18	17	2	2	5.6%	2	

第1次試験：6月30日 第2次試験：7月27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		
警察官	大学卒 (第1回)	35	男	205	154			75.1%	131			119	48			31.2%	33
		5	女	45	28			62.2%	15			15	5			17.9%	5
		40	計	250	182			72.8%	146			134	53			29.1%	38
	大学卒 (第1回) (武道)	1	男	5	5			100.0%	4			4	1			20.0%	1
		1	女	5	5			100.0%	4			4	1			20.0%	1
		10	計	104	68			65.4%	31			30	9			13.2%	8
	大学卒 (第2回)	2	男	14	8			57.1%	5			4	3			37.5%	3
		12	女	118	76			64.4%	36			34	12			15.8%	11
		13	計	130	112			86.2%	42			41	17			15.2%	17
	高校卒業程度	3	男	16	2	95	15	93.8%	1	32	9	9		16	1	6.6%	17
		16	女	146	4	104	19	87.0%	1	38	12	50	20	2		17.3%	22
		1	計	2	2			100.0%	1	1		1	0			0.0%	
高校卒業程度 (武道)	60	男	446	227	2	97	76.5%	166	1	33	9	195	58	0	22.0%	59	
	10	女	75	36	2	9	68.0%	20	0	6	3	28	8	0	25.5%	13	
	70	計	521	263	4	106	75.2%	186	1	39	12	223	66	0	22.4%	72	
合計																	

大学卒(第1回).....第1次試験:5月12日、第2次試験:6月22日~26日
 大学卒(第2回).....第1次試験:9月16日、第2次試験:11月3日~5日
 高校卒業程度.....第1次試験:9月16日、第2次試験:11月2日~5日

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号）

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月10日	(法学試験) 9月4日 (1次試験) 10月4日	10月28日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月10日	(予備試験) 9月3日 (1次試験) 10月7日	11月12日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月10日	10月7日	11月12日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月10日	(予備試験) 9月2日 (1次試験) 10月8日	11月13日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月10日	10月8日	11月13日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	199	194	97.5	103	102	99.0	25	14	13.7	14
警部補昇任試験	一般	※ 238	※ 209	87.8	93	114	97.4	40	28	24.6	27
	専門	12	—	—	—	12	100.0	6	3	25.0	3
	計	※ 250	※ 209	87.8	93	126	97.7	46	31	24.6	30
巡査部長昇任試験	一般	※ 314	※ 294	93.6	101	119	99.2	59	44	37.0	44
	専門	7	—	—	—	7	100.0	4	2	28.6	2
	計	※ 321	※ 294	93.6	101	126	99.2	63	46	36.5	46
合計		※ 770	※ 697	92.8	297	354	98.6	134	91	25.7	90

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者24名。巡査部長予備免除者19名)

イ 選考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計	
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等		
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第 7 条	細則第3条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職 4級以上)	8 (8)	— 人	— 人	12 (12)	— 人	20 (20)
	第 2 号	細則第3条第3号 (海事職)	1	—	3 (1)	—	—	4 (1)
	第 2 号	細則第3条第4号 (研究職の2級以上)	—	—	—	—	—	—
	第 2 号	細則第3条第5号～7号 、9～11号 (医療職)	12 (1)	51	—	—	—	63 (1)
規 則	第7条第5号 (他の地方公共団体又は国の在 職者)	2 (2)	—	—	6 (6)	—	8 (8)	
規 則	第7条第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
規 則	第7条第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当 な職)	4	1	3	1	—	9	
地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第3条		13	—	—	—	—	13	
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—	
合 計		40 (11)	52	6 (1)	19 (18)	—	117 (30)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種		部 局					計
		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	
行 政 職	部・次長級	1					1
	課長級	2					2
	グループリーダー	1					1
	企画員	1					1
	主任・主任主事・ 主任技師・主事・技師級	7	1	1	3		12
	計	12	1	1	3		17
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				7		7
	巡査部長				6		6
	巡 査						
	計				16		16
海 事 職		1		3			4
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	2		2			4
医 療 職 (一)	医 師	4	1				5
医 療 職 (二)		8	5				13
医 療 職 (三)			45				45
任 期 付 職 員		13					13
合 計		40	52	6	19		117

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)			受験者数 (B)			第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 HP6.5.1欄E	備考
				男	女	計	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
選 考 試 験	研究員 (機械金属技術)	1	男	6	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0.0%			1次:6/30 ~7/1	
			女	0	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0.0%			2次:8/7	
			計	6	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0.0%				
	研究員 (応用化学技術)	1	男	9	7	7	7	5	5	5	5	5	5	5	2	28.6%	3.5	2	1次:6/30 ~7/1	
			女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0.0%				
			計	11	9	9	9	6	6	6	6	6	6	6	2	22.2%	4.5	2	2次:8/7	
	文化財研究員 (日本古代史)	2	男	26	21	21	21	5	5	5	5	5	5	5	2	9.5%		2	1次:6/30	
			女	8	7	7	7	2	2	2	2	2	2	2	0	0.0%				
			計	34	28	28	28	7	7	7	7	7	7	2	7.1%	14.0	2	2次:8/7		
	獣医師	7	男	3	3	3	3								2	66.7%	1.5	2	6/30~	
			女	0	3	3	3								2	66.7%	1.5	2	7/1実施	
			計	3	3	3	3								2	66.7%	1.5	2		
	薬剤師	2	男	3	2	2	2								1	50.0%	2.0	0		
			女	1	1	1	1								1	100.0%	1.0	0	6/30~	
			計	4	3	3	3								2	66.7%	1.5	0	7/1実施	
	身体障がい者対象 (一般事務)	1	男	1	1	1	1								0	0.0%				
女			3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	66.7%	1.5	2			
計			4	2	2	2								0	0.0%					
身体障がい者対象 (学校事務)	1	男	1	1	1	1								0	0.0%					
		女	1	1	1	1								1	100.0%	1.0	1			
		計	2	1	1	1								1	50.0%	2.0	1	10/20実施		
原子力	1	男	0	0	0	0														
		女	0	0	0	0														
		計	0	0	0	0														
警察職員 (ヘルプデスク-整備士)	1	男	1	1	1	1								1	100.0%	1.0	1			
		女	0	0	0	0								1	100.0%	1.0	1	10/20実施		
		計	1	1	1	1								1	100.0%	1.0	1			
職業訓練指導員 (事務ワーク科)	1	男	0	0	0	0														
		女	0	0	0	0														
		計	0	0	0	0														
船舶乗組員 (航海)	1	男	4	1	1	1								1	33.3%	3.0	0			
		女	0	0	0	0								1	33.3%	3.0	0			
		計	4	1	1	1								1	33.3%	3.0	0	12/14実施		

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数(1206.5.1項在)	備考			
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	計	大学卒				短大卒	高校卒	その他
選考試験	船舶乗組員(機関士)	男		2			1	50.0%								0	0.0%					
		女	1	0												0	0.0%					
	計		2	2	1	1	1	50.0%							0	0.0%		0	12/14実施			
	船舶乗組員(機関)	男	1	0	0																	
		女	1	0	0																	
	計		0	0															0			
	船舶乗組員(司厨)	男	1	5	1	4	5	100.0%								1	20.0%		1			
		女	1	1	0		0	0.0%								1	20.0%		1	12/14実施		
	計		6	6	4	5	83.3%								1	20.0%		1				
	職業訓練指導員(事務ワーク科)(第2回)	男	1	0	0																	
女		1	1	0		0	0.0%															
計		1	1	1	0	0	0.0%												0			
船舶乗組員(機関)	男	1	1	1	1	1	100.0%								1	100.0%		1				
	女	1	0	0											1	100.0%		1	1/25実施			
計		1	1	1	1	1	100.0%							1	100.0%		1					
水産練習船乗組員(第2回)(機関)	男	1	1	1	1	1	100.0%								1	100.0%		1				
	女	1	0	0											1	100.0%		1	1/25実施			
計		1	1	1	1	1	100.0%							1	100.0%		1					
合計	男	63	38	1	7	3	49	77.8%	10	0	0	10	12	8	0	3	1	10				
	女	16	12	1	0	1	14	87.5%	3	0	0	3	3	3	1	0	0	3				
	計	79	50	2	7	4	63	79.7%	13	0	0	13	15	11	1	3	1	13				

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数	備考					
					短大卒	短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒	短大卒				短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒
					計	計	計	計		計	計	計	計		計	計	計	計				計	計	計	計	
看護師	看護師	(5)	男	2	1	1	2	100.0%	第2次試験なし	1	1	1	2	100.0%	1	1	2	1.0	2							
			女	5	5	5	100.0%		5	5	5	5	100.0%	5	5	5	5	5	1.7	2	6/30					
看護師	看護師	(50)	男	8	2	3	8	100.0%	第2次試験なし	2	2	2	5	62.5%	2	2	5	1.6	3	8/17						
			女	53	12	18	50	94.3%		12	18	18	48	96.0%	12	18	48	1.0	31	~						
看護師	看護師	(若干名)	男	0	14	21	58	95.1%	第2次試験なし	14	19	20	53	91.4%	14	19	53	1.1	34	8/18						
			女	1	1	1	1	100.0%		1	1	1	1	100.0%	1	1	1	1.0	1	1/18						
助産師	助産師	(若干名)	男	0					第2次試験なし											6/30						
			女	0																						
助産師	助産師	(5)	男	0	9	9	9	90.0%	第2次試験なし	8	8	8	8	88.9%	8	8	8	1.1	6	8/17						
			女	10	9	9	9	90.0%		9	9	9	9	90.0%	9	9	9	1.1	6	~						
薬剤師	薬剤師	(若干名)	男	6	6	6	6	100.0%	第2次試験なし	2	2	2	2	33.3%	2	2	2	3.0	2	6/30						
			女	5	5	5	5	100.0%		0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	2	6/30						
臨床工学技士	臨床工学技士	(1)	男	4	1	3	4	100.0%	第2次試験なし				1	25.0%	1	1	1	4.0	1	8/17						
			女	0	1	1	1	100.0%																		
臨床工学技士	臨床工学技士	(1)	男	5	2	3	5	100.0%	第2次試験なし				1	20.0%	1	1	1	5.0	1	12/15						
			女	0	1	1	1	100.0%																		
視能訓練士	視能訓練士	(1)	男	1	1	1	1	100.0%	第2次試験なし				0	0.0%	0	0	0	0.0%	1	9/29						
			女	1	1	1	1	100.0%																		
臨床心理士	臨床心理士	(1)	男	1	1	1	1	100.0%	第2次試験なし				0	0.0%	0	0	0	0.0%	1	9/29						
			女	4	4	4	4	100.0%																		
合計	合計	(64)	男	27	12	4	0	11	27	100.0%	4	2	0	5	11	40.7%	2.5	9								
			女	79	30	18	0	27	75	94.9%	21	18	0	23	62	82.7%	1.2	42								
			計	106	42	22	0	38	102	96.2%	25	20	0	28	73	71.6%	1.4	51								

選 考 試 験 (病 院 局)

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
	級						
行 政 職	9	6		2	2		10
	8	22			4	1	27
	7	20		2			22
	6	66	1	4	7	2	80
	5	76	1	5	15	5	102
	4	110	4	8	16	7	145
	3	27	1		4	10	42
	2	67	5	3	16	7	98
	計	394	12	24	64	32	526
公 安 職	9					9	9
	8					7	7
	7					7	7
	6					35	35
	5					44	44
	4					13	13
	3						
	2						
	計					115	115
海 事 職	5						
	4						
	3				1		1
	2				3		3
	計				4		4
研 究 職	5						
	4	4			1		5
	3	10			2		12
	2						
	計	14			3		17
医 療 職 (一)	4		2				2
	3	1	4				5
	2	2	1				3
	計	3	7				10
医 療 職 (二)	7						
	6	3					3
	5	3	4				7
	4	4	2				6
	3	3	7				10
	2						
	計	13	13				26
医 療 職 (三)	7						
	6		3				3
	5	1	6				7
	4	3	15				18
	3	5	59				64
	2						
	計	9	83				92
合 計		433	115	24	71	147	790

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成 25 年 10 月 18 日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員の給与に関する報告

a 職員給与の概況

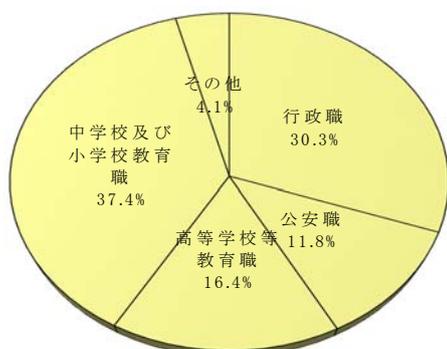
県職員の平成 25 年 4 月 1 日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

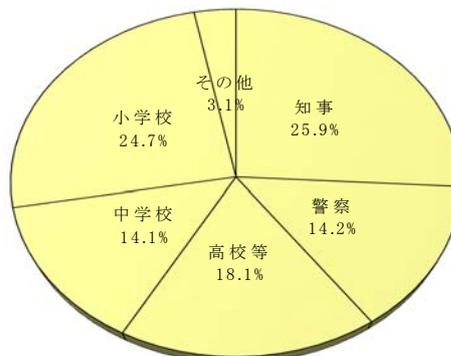
給料表	区分	職員数 (構成比)		平均年齢		平均経験年数	
		平成25年 人	平成24年 人	平成25年 歳	平成24年 歳	平成25年 年	平成24年 年
行政職		3,804 (30.3%)	3,677 (29.5%)	44.3	44.1	22.9	22.5
公安職		1,477 (11.8%)	1,454 (11.7%)	39.0	39.5	17.8	18.5
海事職		46 (0.4%)	46 (0.4%)	40.2	42.0	20.2	21.9
研究職		251 (2.0%)	248 (2.0%)	42.2	42.2	19.1	19.0
医療職 (1)		42 (0.3%)	46 (0.4%)	45.4	44.2	19.4	18.3
医療職 (2)		102 (0.8%)	99 (0.8%)	42.6	43.0	18.7	19.1
医療職 (3)		70 (0.6%)	71 (0.6%)	41.7	41.9	19.4	19.5
高等学校等教育職		2,065 (16.4%)	2,034 (16.3%)	44.3	44.4	21.6	21.7
中学校及び小学校教育職		4,698 (37.4%)	4,779 (38.4%)	46.2	45.8	23.5	23.1
合計		12,555 (100.0%)	12,454 (100.0%)	44.3	44.2	22.1	22.0

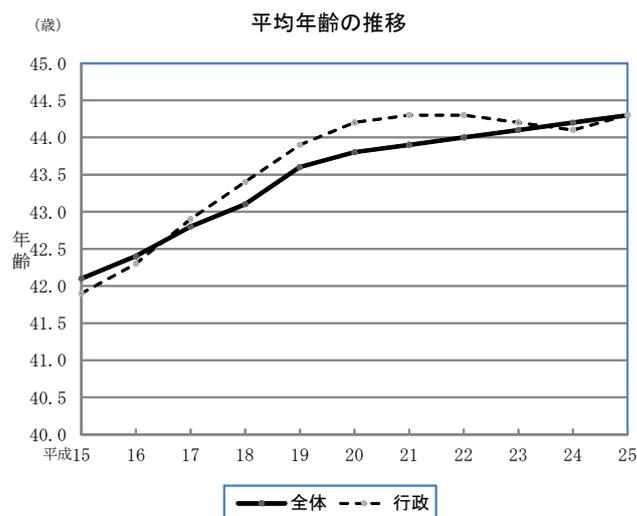
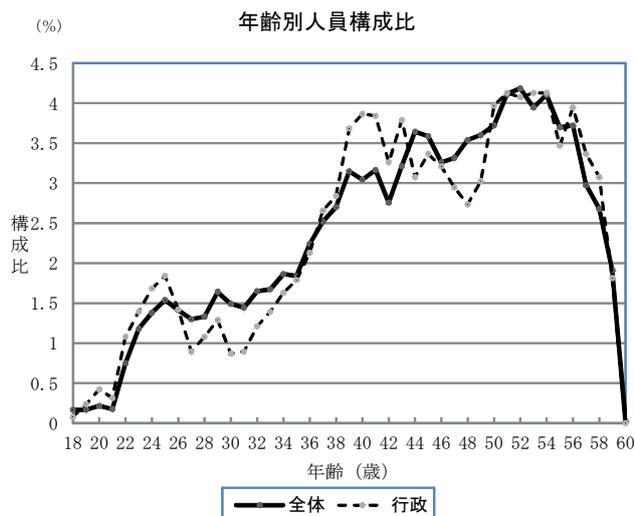
(注) 構成比については、小数点以下 1 位未満の端数は四捨五入したため、合計が 100 にならない場合がある。

給料表別職員構成比



部局別職員構成比





職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年
給 料	円 365,101	円 361,758	円 339,920	円 336,733
管 理 職 手 当	6,203	6,311	7,961	8,195
扶 養 手 当	10,663	10,812	11,683	11,777
地 域 手 当	464	501	603	623
住 居 手 当	3,696	3,661	2,503	2,405
特 地 勤 務 手 当	3,979	4,163	2,920	3,006
そ の 他	2,319	2,480	1,855	1,901
合 計	392,425	389,686	367,445	364,640

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所269のうちから層化無作為抽出法により抽出した145事業所を対象に「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

なお、「職種別民間給与実態調査」においては、従来、公民の給与の比較の対象としていた事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられていた「農業・林業」、「宿泊業・飲食サービス業」等の産業は、調査対象産業としてこなかったところであるが、民間給与の状況をできる限り広く把握するため、本年調査から対象を全産業に拡大して実施した。これに伴い、調査の対象となった事業所は、昨年比で22増加した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、93.8%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 3,694 人及び医師等職種 1,155 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 43.1% (昨年 36.4%)、高校卒で 27.1% (同 31.8%) であり、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 95.0% (同 82.1%)、高校卒で 96.5% (同 80.7%) となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は 17.5% (昨年 17.7%)、ベースアップを中止した事業所の割合は 30.9% (同 30.2%) となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は 79.1% (同 78.9%) で、ほぼ昨年並みに約 8 割の事業所において定期昇給が実施されている。昇給額については、昨年と比べて変化がない事業所の割合が全体の 50.6% (同 35.3%) となっている。

民間における給与改定の状況

(単位: %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	17.5 (17.7)	30.9 (30.2)	0.0 (0.9)	51.6 (51.2)
課長級	14.4 (17.0)	32.8 (28.6)	0.0 (0.9)	52.8 (53.5)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成24年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位: %)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	82.4 (85.3)	79.1 (78.9)	18.3 (27.1)	10.2 (16.5)	50.6 (35.3)	3.3 (6.4)	17.6 (14.7)
課長級	77.4 (79.5)	74.0 (72.4)	19.2 (22.0)	10.6 (15.1)	44.2 (35.3)	3.4 (7.1)	22.6 (20.5)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成24年の割合である。

(b) 雇用調整の実施状況

平成 25 年 1 月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は 18.0%（昨年 25.0%）となっている。

(単位：%)

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	4.7 (7.1)	7.2 (7.0)	6.1 (4.5)	0.9 (0.0)	3.5 (2.3)	1.1 (1.7)	5.3 (4.5)	3.7 (11.5)	0.0 (1.2)	3.5 (4.4)	18.0 (25.0)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 () 内の数字は、平成24年の割合である。

(c) 物価及び生計費について

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月に比べ、全国で△0.7%、松江市で△0.1%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年 4 月の松江市における 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 199,870 円、227,650 円及び 255,410 円となっている。

(d) 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成 24 年 4 月 1 日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、107.5 であった。

本県のラスパイレス指数は 104.9（平成 23 年 92.9）となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、今回の指数が 100 を超えているのは、国において平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）」に基づく給与減額支給措置が講じられていることによるものである。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成24年 4 月 1 日現在)

指数分布区分	都道府県数
110 以上	8
105 以上 110 未満	31
100 以上 105 未満	8
100 未満	0
都道府県平均指数	107.5
島根県	104.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(e) 人事院の報告概要（省略）

(f) 職員給与と民間給与との比較

i 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、職員給与については、昨年 4 月から管理職手当特例条例による減額措置が、また本年 7 月からは給料の臨時特例条例による減額措置が講じられているところであるが、これらは臨時的・特例的な措置であり、当該減額措置後の職員給与は本来の給与水準とは異なるものであることから、公民比較については、減額措置前の職員給与で行うこととする。

本年 4 月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与 371,974 円に対して職員給与は 371,916 円であり、58 円（0.02%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
371,974円	371,916円	58円 (0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

ii 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の 3.70 月分に相当していた。これは、昨年（3.69 月分）より増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.70 月）と均衡している。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A - B)
3.70月分	3.70月	0.00月分

(g) 給与の改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

i 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、採用の停止・抑制や一時帰休・休業等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年より減少している等、一部改善傾向が見られるものの、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度にとどまっており、また、定期昇給において昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合が約 5 割となっており、全体として、昨年とほぼ同様の状況にあると考えられる。

このような状況の中で、本年 4 月分の給与について、職員給与と、調査対象を全産業に拡大した職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(f) i のとおり、職員給与が民間給与を 58 円 (0.02%) 下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

ii 期末手当・勤勉手当について

前記(f) ii のとおり、民間事業所の特別給の支給割合 (3.70 月分) は、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (3.70 月) と均衡している。

よって、本年については、職員の期末手当・勤勉手当の改定を行わないこととする。

(h) 給与制度の改正

i 昇給・昇格制度の改正について

国においては、昨年の人事院勧告で、世代間の給与配分を適正化する観点から、早期に 50 歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を行うこととされ、昇格制度の改正については平成 25 年 1 月 1 日から既の実施され、また、昇給制度の改正については平成 26 年 1 月 1 日から実施されることとなっている。

本県においては、50 歳台の職員の占める割合が高く、当該職員の給与水準も高くなっていることから、その職員の給与水準の上昇をより抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要がある。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度についても国に準じている。このような観点から、昨年本委員会は、昇給・昇格制度の改正について勧告・報告したところであるが、現在制度改正には至っていない。前述の国の実施を踏まえ、本県においても改正を行う必要がある。

なお、実施時期については、昇給制度の改正は、昇給日が 1 月 1 日であることを踏まえ、平成 26 年 1 月 1 日から実施することとする。また、昇格制度の改正は、定期人事異動の時期が 4 月を基本としていることを踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日から実施することとする。

ii 給与制度の総合的見直しについて

国においては、本年の人事院報告で、平成 18 年度から実施した給与構造改革については一定の成果を得てきたとする一方、我が国の社会経済情勢の急激な変化等の状況に応じ、一層の取組を進めるべき課題が生じてきていることから、給与制度の総合的な見直しが必要であるとしている。

国における給与制度の見直しは、本県の給与制度にも影響を与えることから、今後の国の動向等を注視していく必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行い、一定の効果は見られているが、依然として近年の採用試験の受験者数は減少傾向にある。

こうしたことから、今年度の採用試験に際しては、大学卒業程度試験の一部の専門試験において、従来の法律・経済分野からの全問必須解答を、さらに経営学、教育学などを加えた、より広い分野からの出題による選択方式に改めたほか、受験者と面接官が相互に意見を交わす討論型個別面接を導入するなど、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としたところである。

今後とも、各試験制度ごとの検証を行うとともに、任命権者との連携を図りながら、適宜、必要に応じて制度の見直しを図っていく。

また、県の仕事の魅力や試験制度などを、受験対象者に広く周知するため、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなど、より効果的な情報発信にも努めていく。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に的確に答えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後ともこうした取組を一層進めていく必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

現在本県においては、評価結果の昇給・勤勉手当等の処遇への反映について、警察本部が全職員に対して実施しているが、それ以外では、一般行政職員の管理職に対する勤勉手当への反映に止まっている。

任命権者においては、「ア 職員の給与等に関する報告及び勧告」の中で述べた昇給制度の改正による影響も踏まえ、評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度を確立し、処遇への反映を拡大していく必要がある。

(d) 女性職員の能力開発のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要がある。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野への配置を進めてきたところであるが、今後一層、女性職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備への取組が重要である。

また、平成 23 年 5 月に策定された「第 2 次島根県男女共同参画計画」において、管理職に占める女性職員の割合を平成 27 年度に 7.0%とする数値目標も掲げられており、引き続き、女性職員の県の施策・方針決定過程への参画を促進する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきた。

育児・介護のための休暇や育児休業等の利用状況は、次のとおりである。

i 育児休業等

任命権者は、平成 22 年 3 月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成 26 年度の男性職員の育児休業等取得率（注）の数値目標を 50%として取得率向上に取り組んだところ、平成 24 年度の取得率は 31%と前年度の 42%を下回った。これは、男性の育児参加のための休暇取得者数の減少が主な要因であり、育児休業取得者は 4 人と依然として少ない状況である。

（注） 育児休業等取得率は、育児休業（3 歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで 1 日 1 時間以内）、育児時間休暇（3 歳未満 1 日 60 分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中 5 日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

ii 介護のための休暇

介護のための休暇の取得者数は、平成 23 年度の 214 人に対し昨年度は 247 人に増加した。特に、平成 22 年 6 月新設の短期の介護休暇の取得者が、188 人から 226 人へと増加した。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

(f) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務効率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、経済対策、危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は 4 年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月 100 時間を超える時間外勤務従事人数が年々増加している。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、任命権者は、昨年 2 月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでいる。

引き続き当該指針に沿って、学校ごとの実態を踏まえた実効性のある時間外勤務縮減対策に取り組んでいく必要がある。

(g) メンタルヘルス対策

職員の心身の健康を保持増進することは重要であり、とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題である。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、年度間で増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっており、大きな改善の傾向は見られない。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げが、本年度の定年退職者から開始されることに伴う、公務員の雇用と年金の接続への対応について、本年 3 月の閣議決定により、国家公務員については、当面、現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。

一方、地方公務員については、国から地方公共団体に対して、当閣議決定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう要請があり、国に準じた取り扱いをすることとなった。

なお、再任用職員の給与水準や手当の見直しについては、人事院において、来年度の民間給与実態調査により民間の実態を把握した上で、必要な検討が進められる予定であり、本委員会としても適切に対応する必要がある。

(i) 公務員制度改革

公務員制度改革については、本年 6 月に国家公務員制度改革推進本部において、国家公務員制度改革の基本的方針が決定された。

この方針の中で、幹部職員の一元管理や内閣人事局の設置と人事院の機能移管等について、今後、制度設計を行うこととされ、自立的労使関係制度の措置や地方公務員に関する言及はなかったが、今後の地方公務員制度にも影響を与えるものであることから、引き続き国の動向等を注視する必要がある。

(j) その他（配偶者帯同休業制度）

本年 8 月に、人事院が、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、国家公務員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）の創設について、意見の申し出を行った。地方公務員の取扱いについては、国家公務員の対応を踏まえ、今後、必要な措置が検討される予定であり、本県においても国の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を發揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当特例条例及び給料の臨時特例条例による減額措置については、臨時的・特例的な措置でありやむを得ないものであるとはいえ、当該措置後の職員給与は地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく水準とは異なるものであることから、当該減額措置終了後には、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 昇給制度について

55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57 歳）以上の職員の昇給について、職員の給与に関する条例第 4 条第 5 項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあつては、同条例第 11 条第 1 項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあつては、同条例第 12 条第 1 項）に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則等で定める基準に従い決定するものとする。

(b) 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施すること。

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成 25 年度中において措置要求はなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 25 年度中において不服申立はなかった。